不利益処分に係る処分基準

| 処分の名称 | コミュニティ施設の利用許可の取消し等 |
|---------------|--|
| 根拠条例·規則等名 | さいたま市コミュニティ施設条例 |
| 条項 | 第13条第1項 |
| 所 管 部 課 | 市民局 市民生活部 コミュニティ推進課(電話:048-829-1068) |
| 処 分 基 準の理 準場理 | (利用許可の取消し等) 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はコミュニティ施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1)この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2)偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。 (3)使用料を納期限までに納付しないとき。 (4)利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。 |
| 設定等年月日 | 平成13年5月1日設定 平成18年4月1日最終改正 |
| 備 考 | |